

「農業（食）」をテーマとした活性化構想策定に係る基礎調査業務委託契約に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「農業（食）」をテーマとした活性化構想策定に係る基礎調査業務の実施にあたり、公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査その他必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル方式の名称

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の名称

「農業（食）」をテーマとした活性化構想策定に係る基礎調査業務委託

(2) 業務の目的

「花火産業構想」（平成26年3月策定）に続き、本市が有する魅力あふれる地域資源を強みとして最大限活かした、市民が「夢」や「希望」を持てるような新たな活性化構想として、本市の基幹産業である「農業（食）」を主テーマとした構想を策定する予定としている。

構想の策定にあたっては、本市の農業に関する詳細な分析を基に、課題解決の方向性や活性化策を検討するだけでなく、既存の施策と連携を図り、相乗効果が最大限発揮されるよう有機的な連携を意識する必要がある。

こうしたことから、本市の「農業」を取り巻く現状と課題を幅広く整理するとともに、国内及び海外の市場動向などの分析を行いながら、成長の軸となる農産物などの特定、当該農産物などの活用策、他の施策との連携の可能性及び本市が目指すべき方向性などの基礎調査を目的とするものである。

(3) 業務の内容

- ①本市における農業の現状と課題の分析
- ②本市の農産物などに係る国内及び海外市場の動向調査
- ③成長の軸となる農作物などの提案
- ④6次産業化や他の施策との連携の可能性についての検討、提案
- ⑤上記の調査分析結果などを踏まえた本市が目指すべき方向性を示した提言書の作成

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで

(5) 業務の規模又は概算事業費

委託費用は、1,736千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

なお、この金額を上回る金額で提案した場合は、失格とする。

4 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
大仙市企画部総合政策課 政策調整班 小笠原
電話 0187-63-1111 内線278
FAX 0187-63-1119
E-mail sougou@city.daisen.akita.jp

5 参加者に要求される資格基準

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (4) 国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年間（平成24年度～28年度）において、行政分野における調査・計画策定等の業務受託実績があること。
- (6) 東北6県内に本社または支社（店）、営業所等を1カ所以上有していること。

※（3）に関して、本市では入札参加資格審査申請（物品・役務の提供）を随時受け付けていますので、本プロポーザルへ参加を予定される場合、「4 担当部局」へお問い合わせください。

6 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式2）
- ③業務実績表（様式3）

発注者、業務名、契約期間、業務概要について記入すること。

④業務実施体制（様式4）

業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

⑤概略業務工程表（任意様式）

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 質問書（様式5）を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず受信確認を行うこと。
- ②質問の受付期限 平成29年10月18日（水）午後5時

③回答の方法 平成29年10月19日(木)午後5時までに質問者に対し電子メールにて回答するとともに、市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追加事項として取り扱う。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限 平成29年10月23日(月)午後5時

②質問の受付期限 大仙市企画部総合政策課 政策調整班

③提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は、行わない。

7 企画提案書等の提出者の選定

(1) 参加者を選定するための基準

提出された参加表明書等により、業務を請け負う本社または支社(店)、営業所等の所在地、同種業務の実績、業務実施体制等を評価し、概ね5社程度を選定するものとする。ただし、参加者が選定予定者数を大幅に上回らない場合は、全員を選定する場合がある。

(2) 選定結果の通知

参加表明書等の書類審査後、選定された者に対しては、企画提案書の提出要請書を送付する。また、選定されなかった者には、理由を付して通知する。なお、企画提案書の提出要請の送付は、メールまたはFAXにて通知し、後日公文書を郵送するものとする。

(3) 非選定理由について

(2)のうち、選定されなかった者は、大仙市プロポーザル方式等実施要綱の規定に従い、非選定理由について説明を求めることができる。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 企画提案書等の作成方法

①企画提案書(任意様式)

業務の目的及び内容等を踏まえ、作成すること。なお、次の事項については提案書の内容に必ず含むこと。また、用紙サイズ及び枚数は指定しないが、「9 プレゼンテーション及びヒアリング」の所要時間内に説明可能な量とすること。なお、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

ア 業務の実施方針

業務を遂行するための姿勢や基本的な考え方

イ 業務工程表

ウ 業務推進体制

②提案見積書及び見積内訳書(任意様式)

企画提案書と別様とし、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 提出部数 15部

- (3) 提出場所 参加表明書の提出場所に同じ
- (4) 提出方法 参加表明書の提出方法に同じ
- (5) 提出期限 平成29年11月15日(水)午後5時
- (6) 既存資料の閲覧

企画提案書等を作成する上で、閲覧を希望する資料等がある場合は、書面(任意様式)にて事務局へ連絡し、日程調整の上閲覧することができる。閲覧期間は平成29年10月13日(金)から11月9日(木)までとする。

(7) 企画提案書等についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 質問書(様式5)を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず受信確認を行うこと。
- ②質問の受付期限 平成29年11月2日(木)午後5時
- ③回答の方法 平成29年11月6日(月)午後5時までに質問者に対し電子メールにて回答するとともに、市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

- (1) 実施日 平成29年11月22日(水) 予定
- (2) 開始時間 後日通知する。
- (3) 実施場所 大仙市役所3階 第1委員会室
- (4) 所要時間 一提案者あたり50分以内とする。
(準備10分、説明20分、質疑応答10分、片付け10分)
- (5) 出席者 3名以内
- (6) 備品 プロジェクター(型番:EPSON EB-900)、ミニD-Sub 15pinRGBケーブル(3m)、HDMIケーブル(3m)及びスクリーンは、市の備品を使用可能。PCその他必要な物品は、提案者が持参すること。
- (7) その他 ヒアリングは非公開で実施する。(事務局職員は例外とする。) 企画提案書の説明は提出書類のみで行うものとし、当日の追加資料による説明は認めない。なお、審査に公平を期すため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

10 企画提案書の特定

(1) 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書等による書類審査にプレゼンテーションの結果を加味し、「農業(食)」をテーマとした活性化構想策定に係る基礎調査業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査により特定する。なお、評価が一定の水準に達しない場合は、受託候補者に選定しない。評価基準については「別表 評価基準」のとおりとする。

(2) 特定結果の通知及び公表

選定委員会の審査に基づき、特定した技術提案書の提出者に対しては、書面により通知を行う。また、特定されなかった者には、理由を付して通知する。

(3) 非特定理由について

(2)のうち、特定されなかった者は、大仙市プロポーザル方式等実施要綱の規定に従い、非特定理由について説明を求めることができる。

11 日程

プロポーザル実施の公告	平成29年10月12日(木)
質疑の受付期限	平成29年10月18日(水)
質疑の回答期限	平成29年10月19日(木)
参加表明書の受付期限	平成29年10月23日(月)
一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	平成29年10月25日(水)
提案書の受付期限	平成29年11月15日(水)
ヒアリング及び選定委員会	平成29年11月22日(水)
受託予定者の特定	平成29年11月24日(金)
契約締結及び業務開始	平成29年11月下旬

12 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が調い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。なお、協議が整わないときは、次位の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金 契約保証金は免除する。
- (2) 契約書作成の要否 契約書を作成する。
- (3) 支払条件 検収に合格すること。

13 提案の無効

次の事項に該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

14 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定作業及び企画提案書の評価目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、特定作業等必要な範囲において複製することがある。
- (5) プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため、公表することがある。

- (6) 本業務の主たる業務は、これを再委託してはならない。なお、業務の一部を他社に委託する際は、事前に大仙市の承諾を受けること。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。

別表 評価基準

評価項目	評価点				
	優	良	可	不良	不可
業務の目的や内容の理解度評価（配点：10点）					
本業務の目的や内容を理解した提案がなされているか。	10点	8点	6点	4点	2点
企画提案事項評価（配点70点）					
実施要領や業務内容に沿った考え方、提案内容となっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
本市農業の現状や課題を的確に捉えているか。	15点	12点	9点	6点	3点
調査する内容や整理する内容についての考え方、手法が具体的かつ効果的な提案となっているか。	15点	12点	9点	6点	3点
調査し、整理した内容から、どのように検討するか具体的に提案されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
提案書の内容が見やすく理解しやすかったか。本市の「農業（食）」活性化に向けた基本的な方向性を想像できたか。	15点	12点	9点	6点	3点
業務の推進体制等評価（配点：15点）					
業務実施体制や受託実績を有しており、信頼性の高いものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
業務フローや業務工程が合理的で、円滑に進めることができるものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
提案内容を明確に説明しているか。業務遂行における調整能力やコミュニケーション力を期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
見積書の内容評価（配点：5点）					
経費の内訳が適正かつ明確に示され、妥当な積算となっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
合 計	100点				